

東浦町小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県が定める小規模企業等振興資金制度要領（以下「県の要領」という。）第2に規定する融資（以下「融資」という。）を受けた者に対し、当該融資に係る愛知県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証料の一部を予算の範囲内で補助することにより融資を受けた中小規模の商工業者の負担軽減を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する者
- (2) 東浦町において申し込みを受けた融資に係る信用保証料を保証協会に支払った者（信用保証料を分割納付とした者を除く。）
- (3) 町税を完納している者

(補助金の額等)

第3条 補助金の額及び限度額は、次表に定めるとおりとする。

融資の種類	補助金の額（100円未満切捨て）	補助金の限度額
県の要領第2第1号に規定する通常資金	当該資金の融資に係る信用保証料に0.6を乗じて得た額	通常資金に係る補助金と小口資金に係る補助金を合算して、当該年度において総額で10万円
県の要領第2第2号に規定する小口資金	当該資金の融資に係る信用保証料に0.8を乗じて得た額	

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金融機関から融資を受けた日から30日以内に、当該金融機関からの金融機関信用保証料支払証明を受けた小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 申請者は、前条の交付決定の通知を受けたときは、速やかに小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付請求書（様式第3）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、及び交付した補助金の全部を返還させることができる。

(1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は融資に関し不正の行為があったとき。

2 町長は、借入金の繰上償還等により信用保証料が返戻された場合（返戻されることが確実の場合を含む。）は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

3 前項の規定により返還する額は、返戻された信用保証料に係る補助金の額から、当該補助金に係る信用保証料から返戻された信用保証料を減じて得た額に当該補助金の交付をしたときの信用保証料に乗じた数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の東浦町小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日以後の補助金の交付申請について適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月18日から施行する。

様式第1（第4条関係）

小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付申請書

年 月 日

東 浦 町 長

郵便番号

住所（営業場所）

法人名（屋号）

代表者（氏名）

東浦町小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請しますので、補助金の交付をお願いします。

記

申請金額

--	--	--	--	--	--

円

融 資 金 額	万 円	融 資 期 間	か 月
融 資 年 月 日	年 月 日	保 証 料 額	円
保 証 番 号			

【金融機関信用保証料支払証明】

上記の融資について、融資手続を完了し、保証料の支払を済ませたことを証明します。

取扱金融機関
代表者名

様式第2（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

東浦町長

印

小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東浦町小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金につきまして、下記のとおり交付することを決定します。

記

1 小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金額

金 _____ 円

2 交付の条件

様式第3（第6条関係）

小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付請求書

年 月 日

東 浦 町 長

郵便番号

住所（営業場所）

法人名（屋号）

代表者（氏名）

東浦町小規模企業等振興資金融資信用保証料補助金交付要綱第5条の規定に基づき
 交付決定のあった補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額

--	--	--	--	--	--	--	--

円

振 込 口 座	金 融 機 関 名	
	預 金 種 別	
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義	